

注意事項

- 1 「品名」・「数量」の欄は、動産の品名ごとに数量を記入してください。
例) ズボン5、背広3、机2、テレビ1、洋服ダンス3、じゅうたん1等
- 2 「り災種別」の欄は、あてはまるものを○で囲んでください。
焼 き・・・火災によって焼けたもの及び熱によって変質、変形したもの、
又は壊れたもの等を言います。(煙による損害を含む。)
消 火・・・消火するために、濡れたもの、壊れたもの、汚れたものを言
います。(搬出又は避難に伴う壊れや汚れを含む。)
爆 発・・・爆発現象の破壊作用により、壊れたものを言います。
- 3 「損害見積額」の欄は、購入価格が不明により記載できない場合、り災した
物件の使用年数等を考慮して、被害の程度により見積額を見積もり記入してく
ださい。なお、使用年数は整数とし、1年未満の端数は切り捨てとします。

備 考

- 1 この申告書は、消防法第34条第1項に基づいて提出を求めるものです。
- 2 この申告書は、動産のあった建物ごと、世帯ごとに提出してください。
- 3 この申告書は、り災した日から起算して7日以内に提出してください。